

「外国人との共生社会」実現検討会議 有識者ヒアリング

アンジェロ・イシ (Angelo Ishi)

武蔵大学社会学部 angelo@cc.musashi.ac.jp

はじめに：

- 自己紹介：日系ブラジル人3世 及び 在日ブラジル人1世
- 「外国人」という表現・表記については憂慮が必要だが、本発表ではこの実現検討会議のタイトルに合わせて鍵括弧抜きで使う
- 「共生社会」の実現を目指すこのような検討会議が開かれていることはすばらしい。

本発表の3つのトピック：

- 1) 総論：共生社会の実現に向けて必要な視点・姿勢
- 2) 各論（1）：共生社会の実現に向けた要望・提言
- 3) 各論（2）：「日系人」受け入れに関する要望・提言

1) 総論：共生社会の実現に向けて必要な視点・姿勢

これまでこの検討会議において他の識者が必ずしも強調してこなかったポイントを中心に述べる。

→ 重視すべきキーワード：

①「人権」という大原則

あらゆる政策・施策を貫く大原則として、何にも増して「人権」の遵守を徹底。

② サステナビリティ(Sustainability) = 持続可能性

景気後退で失業率が上昇したり、外国人へのフレンドリーな政策や移民政策に無関心な政権が誕生しても、揺るがない安定した持続可能な「共生社会」づくり。

③ コンシャスネス (Consciousness) の向上 = 意識啓発

あらゆる方法を用いて「共生社会」の必然性について継続的に発信することの必然性。

④ コンセンサス (Consensus) = 合意形成

「共生社会」の重要性に気づかない「無関心層」を引き込むことの必然性。

⑤ アカウンタビリティ (Accountability) = 責任の所在の明確化

いわゆる「移民庁」が新設されるか否かを問わず、政府の各省庁の「共生社会づくり」における役割と責任を今まで以上に明確化する必要がある。

また、行政府に限らず、経済界、マスメディア業界など各業界のリーダーとりわけ経団連に加盟している大企業のコンプライアンスを問う必要がある。具体的には、たとえ外国人を自社で雇用していないとしても、その傘下にある下請けの中小企業では多数の外国人が派遣労働者として就労していることは自明のことである。外国人の人権保護や日本語研修等に対する社会的責任が厳しく問われるべきである。

⑥ アクセシビリティ(Accessibility) = 各種の行政サービスへのアクセス

日本人、外国人の区別なく、各種の行政サービスへのスムーズなアクセスを確保することが望まれる。

たとえば、厚生労働省は各都道府県知事に対して「児童手当法における外国人に係る事務の取り扱いについて」という通達を出したが（平成 24 年 3 月 31 日）、それを根拠に複数の市役所・区役所が永住権申請中の「在留資格なし」（すなわち 1 年未満の在留資格）の新生児に対して児童手当を支給することを拒んでいる。親が 1 年以上の資格所持者であれば、新生児には最初から在留資格の審査結果を待たず、支給されてしかるべきである。

⑦ 「3C マインド」の薦め

共生社会に向けた交流事業や地域社会における意識の共有を促す上で、従来の 3F(Fashion, Food, Festival)に替わる（あるいは補う）概念として、外務省・IOM・神奈川県共催の「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」報告書で「3C」（Coexist(共生),Coordinate(調整),Cultivate(育成))の重視を提唱した（詳しくは文末の参考文献を参照のこと）。

各論（1）：共生社会の実現に向けた要望・提言の具体案

① 差別を禁止・罰則する国内法の制定

人権の遵守を徹底し、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等の国際条約の遵守を実現するためには、入居・入店などの各種の差別を禁止・罰則する国内法の制定が望まれる。

② 多言語対応の新たなステージ

これまでの多言語対応は日本語を母語としない人々への生活情報の各言語での提供が中心であったが、今後は情報の一方通行的な提供に止まらず、日本語でコミュニケーション・意思表示・意見表明ができない人々の声を的確に汲み取るための対応も望まれる。

例えば、移民政策と関連する「パブリック・コメント」が各省庁によって募集される場合、現状ではコメントは日本語に限定されている。しかし、本格的に外国人の声を聞き取るためには、せめて英語によるコメントを受け付けてもよいのではなかろうか。また、その告知も多言語で行ってよいのではないか。

そのためには、あらゆる局面における書類・告知文に関連する翻訳・通訳の予算の拡大が望まれる。

③ 外国人市民代表者会議の設置

各都道府県や市町村におけるローカルレベルの「外国人市民代表者会議」の設置を促進するとともに、中央政府レベルにおいても「外国人市民代表者会議」を設置することも有意義である。

④ 「永住者」と「特別永住者」の扱いの差異を無くす

「永住者」と「特別永住者」の扱いの差異を無くす方向で見直しを図る。たとえば再入国の際の指紋採取と顔画像の提供の義務（バイオメトリックス・データの提供）については、特別永住者は免除されるのに永住者は免除されていない。

⑤ 歴史や社会科の教科書における移民や在日外国人に関する記述を増やす

教育現場、とりわけ義務教育においては、日本から海外への移民史、そして「隣の外国人」について、より積極的かつ詳細な記述や解説が求められる。この件については例えば必要に応じて、たとえば日本移民学会に属する研究者の助言・協力を仰ぐことも考えられる。

「小・中・高の各教科の教科書等において、日本から海外への移民の歴史に関する記述の充実を含め在日外国人に関する理解を促す記述を増やし、子供たちに理解させるような教育をすべきである。」「多様な価値観を認め合う新しい社会構築を望むなら、その実現に向かう学校教育が必要である。」（外務省ワークショップ報告書より抜粋）

⑥ マスメディア（とりわけ公共放送）の活用

NHKにおいて、スポットCMという形や特集番組という形で、偏見・差別の問題性、

「共生社会」づくりの重要性、在日外国人の存在等に関する意識啓発的なコンテンツの制作・放送を促すことが望まれる。

また、マスメディア全般に対しては、たとえば「外国人犯罪」という用語を安易に使用しないように指導するなど、「共生社会」にふさわしい報道を促すことが望まれる。

⑦ 在留カードの携帯義務の見直し

在留カードの導入に伴い、外国人登録証明書と同様に携帯を義務とし、しかも不携帯者を罰則の対象とすることは望ましくない。日本人と同様に、運転免許証など、写真付きの何らかの ID を携帯していれば十分だと見なしてもよいのではなかろうか。

⑧ 公的文書における表現に関する配慮

公的文書における「我が国」や「国民」という表現の使用に際しては、それによって同じ日本社会の一員でありながら日本国籍を有さない人々を除外することがないよう、考慮すべきである。

⑨ 各業界への働きかけ

国際サッカー連盟 (FIFA) やヨーロッパサッカー連盟 (UEFA) などがワールドカップや EURO 2012 において、「No to racism」や「Respect diversity」というメッセージを発信していることは周知のとおりである。日本国内においても、共生社会づくりに向けた意識向上を目指すべく、日本サッカー連盟や各スポーツ連盟がそれぞれの大会やトーナメントを活用して同様の「反差別」、「多様性の尊重」を念頭においたキャンペーンを展開しても良い。スポーツ業界に限らず、政府より様々な業界に対して同様の呼びかけ・働きかけを行なうことが可能であり、かつ望まれる。

⑩ 在留資格取得要件を日本語能力と結びつけない

誤解を恐れずに申せば、日本での明確な永住の意思を固めた者を除けば、一般の在日外国人にとっては、英語やフランス語のような「国際語」ではない日本語を学習するメリットはあまり見当たらない。法務省によって発表された「在留期間「5年」を決定する際の考え方(案)」においては、在留資格取得の要件として「一定以上の日本語能力を有しているもの」と定めようとしているという。しかし、語学能力の向上を促すことと、語学能力レベルを在留取得の絶対条件として定めることとは、異なる問題である。「日本語能力検定 N2」を取得したり、「法務大臣が告示で定める日本語教育機関において 6 月以上の日本語教育を受ける」ことを義務づけることは、事実上、多くの人々の在留資

格取得への道を閉ざすことを意味し、貴重な人材が日本に止まらない要因として働く可能性もある。

3) 各論(2):「日系人」受け入れに関する要望・提言

日系人受け入れの在り方については、これまで様々な文献で記述してきたが、それらについてはここではあらためて記述しない。いくつかの強調したい点のみ、並べてみた。

① 「日系人」受け入れの歴史的経緯を考慮

南米から来日している「日系人」に対する政策においては、彼らと日本との結びつきにおける歴史的な経緯を常に考慮していただきたい。その際、2008年の日本ブラジル移民百周年記念に際して東京で開かれた記念式典における、天皇陛下の以下のお言葉が参考になる：

「近年、ブラジルから数多くの日系人が日本に来て生活するようになりました。私は、今月初めに、皇后と共に、多くの日系人が工場などで働いている群馬県の太田市及び大泉町を訪れましたが、日系人が地域社会に適応することを助けるために、職場や、地元の小学校なので、いろいろな施策が進められていることは心強いことです。ブラジルにおいて日本からの移住者が温かく受け入れられたのと同様に、今後とも、日本の地域社会において、日々努力を重ねている日系の人々が温かく迎えられることが大切であると思います。」

他方、「今後の出入国管理行政の在り方」においては、「日系人等が地域経済を支え、地域社会の構成員としての役割を担う存在となっていることや送出し国との関係等も踏まえ、我が国への入国・在留を希望する日系人等、特に、我が国に現に在留している日系人等の過度な負担とならないよう留意すべきである。」と明記されている。この「過度な負担とならないよう留意すべきである」という一点こそが最も踏襲すべき理念であると考えられる。

② バイリンガルの公立学校の設置

少なくとも外国人集住都市会議においては、日本語およびポルトガル語のバイリンガルの公立学校を設置する。これは「外国人のためのエスニックスクール」では決してない。同じクラスメイトとしてバイリンガル教育を受けた日本人と外国人が、今後の「共生社会」の担い手として育成される教育である。米国フロリダ州には参考になる先例がある。これを実現するため、「教育特区」制度の活用も考えられる。

③ ポイント制による「高度人材」受け入れに伴う懸念

ポイント制による高度人材の導入が、移民の「質」や「価値」に関する安易な評価や比較、そして移民の「優劣」による「序列化」につながらないことを願う。他方、すでに日本に在住する日系人及び他の在日外国人の中にも、学歴、職歴、日本語能力の面で、「高度人材」に値する人材が少なからず存在し、その多くはより専門的な熟練労働に就くことを望んでいることも考慮すべきである。

④ 帰国支援事業の受給者に対する再入国許可の再開の是非

この件について、再開するにせよ、しないにせよ、何らかの公式な説明が求められている。

おわりに

「外国人との共生社会」づくりは、決して一部の排外主義者が唱えるようなエスニック・マイノリティへの「優遇」あるいは「支援」政策ではない。「共生社会」は「日本人」という括りで呼ばれてきた人いわゆる「多数派」の共生マインドを育ててこそ実現し得るものである。この件について示唆に富む文献として、「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言」（「参考文献リスト」参照）をご一読いただきたい。

参考文献リスト

アンジェロ・イシ「多文化共生施策の推進に関する私論と理想論」自治体国際化フォーラム 2007年9月号

アンジェロ・イシ「「在日」になったブラジル人のトランスナショナルな模索」、『現代思想』6月号、2007年。

アンジェロ・イシ 「在日ブラジル人の諸問題 ～ ～誰から見た“問題”かを問い直す」『論座』2008年8月号。

「外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言」外務省,神奈川県,国際移住機関(IOM)主催 「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」 テーマ1分科会報告書(分科会コーディネーター アンジェロ・イシ) 2010年2月20日